

令和 7 年度東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金交付要綱

6 生 安 都 第 951 号

令和 7 年 3 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、商店街等が防犯設備を整備し、当該地域における防犯対策の向上を図ることを都が支援し、もって都内における安全で安心なまちの実現に寄与するための東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第 2 条 補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「商店街等」とは、商店街及び商店街の連合会をいう。

(2) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(3) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会

ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会

(4) 「防犯設備」とは、一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止に資するために固定して設置される、防犯カメラ、防犯灯若しくは防犯ベル等の機器をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護・管理等に供せられるものは除く。

(5) 「区市町村」とは、補助事業者（規則第 2 条第 3 項で定める「補助事業者等」をいう。以下同じ。）として、本要綱の規定に基づき商店街等に補助を行う区市町村をいう。

(6) 「間接補助金」とは、区市町村が補助金をその財源の一部として商店街等に交付する補助金をいう。

(補助対象事業)

第 4 条 この補助金は、商店街等が防犯対策の一環として防犯設備を整備する次の各号に掲げ

る条件を全て満たす事業に対し、予算の範囲内において、区市町村に交付する。

- (1) 防犯に関する地域活動を継続することが見込まれると区市町村が認めるものであること。
- (2) 別途定める「令和7年度東京都地域における見守り活動支援事業」の実施地域外であること。
- (3) 防犯設備を整備する地域において住民の合意形成がなされている、又は事業開始までにその見込みがあること。
- (4) 防犯カメラの整備を含む事業にあつては、当該防犯カメラの設置目的や運用方法等についての基準が定められていること、又は防犯カメラの運用開始までに定められる見込みがあること。
- (5) 防犯設備を占用許可等が必要な箇所に設置する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること、又は受けられる見込みがあること。
- (6) 令和8年3月31日までに完了できる事業であること。

(補助対象経費等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。
なお、補助対象経費は、事業実施において商店街等が支出する経費のうち、知事が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとし、以下に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 修繕、保守及び清掃等に係る経費
- (2) 消耗品の交換に係る経費
- (3) 電力の供給その他当該防犯設備の機能を維持するために要する経費
- (4) 土地の取得、造成、補償、使用に係る経費
- (5) 当該経費のうち、当該防犯設備の設置場所及びその本来の効果の及ぶ範囲が近接又は重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの

(交付申請)

第6条 区市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別途定める申請期間内に、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならないこと。
- (2) 補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにできるようにしなければならないこと。
- (3) 取得財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (4) 取得財産を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、知事にその旨とその後の対策について報告しなければならないこと。
- (5) 取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換

し又は債務の担保に供しようとする場合は、知事の承認を受けなければならないものとする。

(6) 取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を知事に納付しなければならないこと。

(7) 事業の完了後、知事から要求のあったときは、補助対象となった設備及び防犯に関する地域活動の現況について報告しなければならないこと。報告義務を負う期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(間接補助金に付すべき条件)

第8条 区市町村は、商店街等へ間接補助金を交付するときは、前条に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは「区市町村長」と読み替えるものとする。

(交付決定)

第9条 知事は、第6条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った後、補助金の交付又は不交付の決定を行う。

2 知事は、前項の交付決定を行ったときは交付決定通知書（別記第2号様式）、不交付決定を行ったときには不交付決定通知書（別記第3号様式）により区市町村に通知する。

3 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 補助金交付申請書が到達した日から、当該申請に係る第1項による決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(事業の内容変更等)

第10条 区市町村は、前条の交付決定額を上回る内容を実施する場合、事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書（別記第4号様式）を、必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 区市町村は、第9条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業遅延等の報告)

第12条 区市町村は、令和8年3月31日までに事業を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに事業遅延等報告書（別記第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(間接補助金の支払)

第 13 条 区市町村は、商店街等から事業が完了した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、間接補助金を支払うものとする。

2 前項に関わらず、区市町村は事業の円滑な遂行のため必要と認める場合については、商店街等に対して概算払を行うことができる。

(事業実績報告)

第 14 条 区市町村は、前条の規定による間接補助金を支払ったとき、又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに事業実績報告書(別記第 6 号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容がこの補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(別記第 7 号様式)により区市町村に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第 16 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 区市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(別記第 8 号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 17 条 知事は、区市町村又は商店街等が次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- (4) 取得財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 正当な理由がないにもかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日までに事業を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第 19 条 区市町村は、別途定める期日までに第 7 条第 5 号の規定により承認を受けようとする

る場合は、取得財産のうち、取得価格が 50 万円以上のものについては、あらかじめ取得財産処分承認申請書（別記第 9 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をした区市町村に対し、第 7 条第 6 号の規定により区市町村が納付を受けた収入の全部又は一部を納付させることができる。

（補助金の経理等）

第 20 条 区市町村は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

（検査）

第 21 条 区市町村は、知事が東京都職員をして事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第 22 条 第 17 条の規定によりこの補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 18 条の規定により当該補助金の返還を命じたときは、知事は、区市町村が当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を区市町村に納付させなければならない。

- 2 当該補助金の返還を命じた場合において、区市町村が定められた納期日までに当該補助金を納付しなかったときは、知事は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 23 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 24 条 第 22 条第 2 項の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、区市町村に返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものと

する。

(非常災害の場合の措置)

第 25 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の区市町村の措置については、知事が指示するところによる。

(区市町村の事務処理)

第 26 条 区市町村は、間接補助金に係る事務処理にあたり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 間接補助金に係る補助要綱等を整備すること。
- (2) 補助金の交付申請を行う場合は、あらかじめ事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行うこと。
- (3) 事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めるとともに、その内容について疑義があるときは速やかに知事に協議すること。
- (4) 商店街等に対し、東京都の補助金を財源とする事業であることを明示し、周知を図ること。

(文書等の様式)

第 27 条 申請書、通知書及び報告書等の様式は、別記のとおり定める。

(その他)

第 28 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、実施細目で定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費等

対象経費	都補助率	都補助限度額
(1) 防犯カメラ（モニター・録画装置等を含む。）、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備の整備（購入、賃借、取付等）に係る経費 (2) (1) の設備の更新（購入、賃借、取付、撤去等）に係る経費であって、事業の完了した日の属する会計年度終了後、別途定める年数を経過し、かつ次に掲げる条件を全て満たすもの ア 整備後の防犯活動が継続的に行われていること。 イ モニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費ではないこと。 ウ 設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。 エ 通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態にあること。 なお、別途定める都の補助を受けて整備した防犯設備については、この要綱の定めるところにより更新を行う場合には、その経費を対象とする。 ※ 賃借の場合は、設置初年度分の賃借に係る経費を対象とする。	12分の7以内 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	1事業あたり525万円 ※ 防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用に関して、60万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備（撮影機能を有さない防犯カメラも含む。）の整備費用は計算対象外とする。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業については、この限度額を設けないこととする。 ※ 特段の事情があり、限度額を超えない他の申請に対する交付に支障をきたさない場合は、知事が別に額を定めることができるものとする。